



認定調査 “ワンポイント・アドバイス”



（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

今年度最初のワンポイント・アドバイスです。

この1年も認定調査へのご協力を、どうぞよろしくお願いいたします。

★★「1-1.2 麻痺・拘縮の有無」「2-4 食事摂取」について★★

【問題1】「麻痺・拘縮の有無」について以下の状態の場合、どのように判断しますか。

下肢を自分で上げようとしても、調査員が他動的に上げようとしても、既定の高さの半分も上がらない。

☐ 膝に拘縮あり ☐ 膝に拘縮ありかつ下肢に麻痺あり ☐ 下肢に麻痺あり



解説

麻痺の判断として「関節に著しい可動域制限があり、関節の運動ができないために目的とする確認動作が行えない場合も含む」とあります。よって、挙上できる高さが5割未満の場合、「膝関節の拘縮」に加え、「下肢に麻痺あり」としてください。

【問題2】「食事摂取」について以下の状態の場合、どのように判断しますか。

自分で箸を使って食事摂取できるが、血圧が高いため塩分をとりすぎないように食事の間は妻が常に見守っており、醤油のかけすぎなどを注意している。

☐ 介助されていない ☐ 見守り等 ☐ 一部介助



解説

食事の量、適切さを評価する項目ではなく、「食事摂取」の介助が行われているかどうかを評価しますので「介助なし」になります。特記事項に記載してください。

【介護認定の状況】（R4.4.4時点）

2月申請 416件のうち審査会の予定が決まっていない数 16件

3月申請 420件のうち審査会の予定が決まっていない数 271件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係 （内線 394・395）



認定調査 “ワンポイント・アドバイス”



（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★★「4-6 大声をだす、4-7 介護に抵抗」「6群 特別な医療」について★★

【問題1】「4群（4-6、4-7）」について以下の状態の場合、どのように判断しますか。

介助者が着替えを手伝おうとすると「嫌だ」と大声を出し、介助の手を振り払って抵抗する。

☐ 4-6（大声をだす）に該当

☐ 4-7（介護に抵抗）に該当

☐ 4-6 と 4-7 の両方に該当



解説

「嫌だと大声を出す」という状況は、大声を出す理由があり、場面には適していると判断できるため 4-6 は該当しません。「介助者の手を振り払う」は、介護抵抗として 4-7 に該当します。

【問題2】「特別な医療」について以下の状態の場合、どのように判断しますか。

輸血を週2回、CVポート（皮下埋め込み型ポート）より継続的に受けています。点滴の管理に「該当あり」として良いですか？



解説

輸血は点滴に該当しません。特記事項には輸血を受けている旨を記載してください。

【問題3】「特別な医療」について以下の状態の場合、どのように判断しますか。

ストーマや在宅酸素の管理を日頃は自分で行っている場合で、調査日より2週間以内の受診があったとき、「該当あり」として良いですか？



解説

普段は自己（家族）管理でも、調査日より2週間以内に医師の診察を受けている場合は「該当あり」とします。処置の有無は問いません。

【介護認定の状況】（R4.5.6時点）

3月申請 413件のうち審査会の予定が決まっていない数 20件

4月申請 407件のうち審査会の予定が決まっていない数 219件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係（内線 394・395）



認定調査 “ワンポイントアドバイス”



（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★★「1-1、2 麻痺・拘縮の有無」について★★

【問題1】以下の状態の場合、どのように判断しますか。

椅坐位で既定の動作を確認。左下肢は自動で6割、他動で10割の挙上ができた。

答え：左下肢に麻痺あり

左下肢において、本人が自分で動かした足の高さ（6割）と、調査員により他動で動かした足の高さ（10割）に差があり、関節可動域の最大の高さまで自分の力で挙げられなかったことから「麻痺あり」と判断します。

【問題2】以下の状態の場合、どのように判断しますか。

椅坐位で既定の動作を確認。右下肢は自動・他動ともに4割の挙上であった。

答え：膝関節に拘縮あり かつ 右下肢に麻痺あり

右下肢において、本人が自分で動かした足の高さ（4割）と、調査員により他動で動かした足の高さ（4割）が同じで、関節可動域の最大の高さまで自分の力で挙げられていることから「膝関節に拘縮あり」と判断します。その上、関節に著しい可動域制限（5割未満）があり確認動作が行えない場合は、「麻痺もあり」と判断します。

【麻痺・拘縮における表記方法】

上下肢の麻痺、関節の可動域について、挙上や可動域に制限がある場合、特記事項にはその割合（△割）で表記するようお願いします。

例1 右上肢は他動で10割挙上できたが、自動では6割の挙上。

よって、右上肢に麻痺ありと判断。

（※判断の根拠・・・他動で10割挙上できたということは、関節の可動域に制限はない。）

例2 両下肢は自動・他動ともに7割の挙上。

よって、膝関節に拘縮ありと判断。

※ 麻痺と拘縮における選択の目安の表は、過去のワンポイントアドバイス「令和3年度 第10号」参照。

【介護認定の状況】（R4.6.1時点）

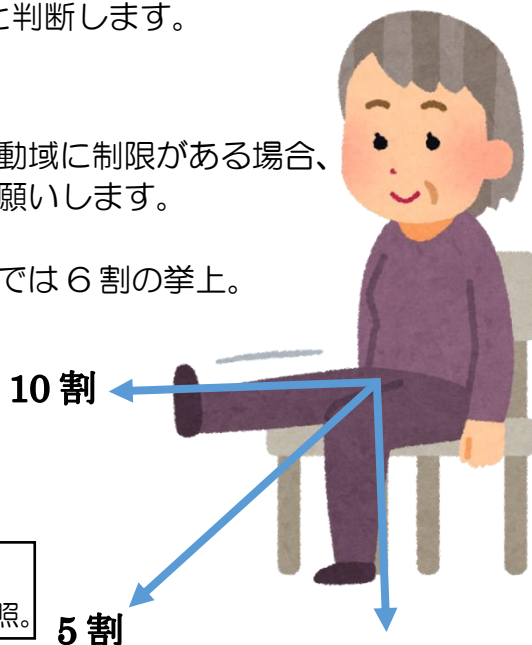
4月申請 399件のうち審査会の予定が決まっていない数

10件

5月申請 380件のうち審査会の予定が決まっていない数

212件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係（内線 394・395）





認定調査 “ワンポイントアドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！



確認印欄

★★「2-7.8.9（口腔清潔・洗顔・整髪）」における“見守り等”の定義★★

《確認、指示、声かけ》が必要な場合に“見守り等”を行っているとは判断し、「2-一部介助」を選択しますが・・・

見守り等に **含まれない** 状態

自ら歯磨きを行わないので、誘導のために声掛けを行っているが、その後の一連の行為は自分で行えている状態。



「1.介助されていない」を選択。

歯磨きや洗顔等を自ら行う習慣が欠けているため、介助者が声を掛けて促せば、自分で物品を準備し行うことができる場合等は、介助なしと判断します。特記事項には、その様子を記載してください。

見守り等に **含まれる** 状態

認知症のため手順がわからないので、一連の行為において指示や確認が必要な状態。



「2-一部介助」を選択。

声を掛けて次々と指示をすることで、物品の準備から歯磨き等の行為が行える場合等は一部介助と判断します。

【要注意】

- ①「排尿、排便」においては、トイレへ誘導するための《確認、指示、声かけ》も“見守り等”に**含まれます**（トイレの場所がわからない場合、時間で声を掛けて促している場合等）。
※排尿、排便の項目は 介助されていない・見守り等・一部介助・全介助 の4つの選択肢となっているため、トイレへの誘導は「見守り等」になりますのでご注意ください。
- ②「薬の内服」において、自分で薬を準備し飲み込むところを、介助者が傍で見守り確認している場合は「一部介助」になります。
また、介助者が薬を開けて本人に手渡す場合も、手渡し後に自分で口に入れているので「全介助」ではなく「一部介助」になります。
- ③「口腔清潔」において、介助者が入れ歯の洗浄を行っている場合でも、自分で入れ歯を口から出すことができる場合は「一部介助」になります。

【介護認定の状況】（R4.7.7時点）

5月申請 377件のうち審査会の予定が決まっていない数 3件

6月申請 446件のうち審査会の予定が決まっていない数 145件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係（内線 394・395）



認定調査 “ワンポイント・アドバイス”



（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★★「2-2移動」「2-5.6 排尿・排便」について★★

【問題1】「移動」について以下の状態の場合、どのように判断しますか。

車椅子を使用。自室内の洗面所やトイレへは見守りなく、自分で車椅子を操作し移動。食事のためデイルームへ向かう際は介助者が車椅子を押して移動。トイレの回数は1日5～6回。

- ☐ 1. 介助されていない ☐ 2. 見守り等 ☐ 3. 一部介助 ☐ 4. 全介助



解説

車椅子を押してもらいデイルームへ移動する「全介助」の頻度より、トイレや洗面所へ自分で移動する「介助されていない」状態の頻度の方が多いため、「1. 介助されていない」を選択します。

デイルームまでの移動は介助されていることから「一部介助」と判断することは誤りです。

【問題2】「排尿・排便」について以下の状態の場合、どのように判断しますか。

トイレで排泄するが、本人は手すりにつかまり立位を保持し、職員がズボンの上げ下げや拭き取り、水洗を行っている。

- ☐ 1. 介助されていない ☐ 2. 見守り等 ☐ 3. 一部介助 ☐ 4. 全介助



解説

自身でトイレ（または尿器・排便器）へ排泄できても、それ以外の一連の行為は介助者が行っていることから、「4. 全介助」を選択します。

一連の行為のうち、「トイレに排泄する」ことだけはできているため「一部介助」と判断しないようお願いします。

【介護認定の状況】（R4.8.2時点）

6月申請 453件のうち審査会の予定が決まっていない数 23件

7月申請 463件のうち審査会の予定が決まっていない数 266件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係 （内線 394・395）

認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★★「2-12 外出頻度」「特記事項における頻度の表記」について★★

【問題】2-12 外出頻度の基本調査項目の選択で、評価するものはどれですか。

- ① 本人ひとりでの外出
- ② 10分間の外出
- ③ 徘徊



～eラーニング全国テストより～

【解説】「外出頻度の定義」基本調査では、1回概ね30分以上、居住地の敷地外へ出る頻度を評価します。外出の目的や、同行者の有無、目的地等は問いません。

回答：①

～ポイント～

- ・調査日より概ね過去1か月の状況における外出の頻度で選択しますが、徘徊や救急搬送は外出と考えません。
- ・敷地内のデイサービス、敷地内の診療所への移動も外出に含みません。
- ・例えば転院など、過去1か月の間に状態が大きく変化した場合は、変化した後の状態で選択を行います。判断に迷った場合は、特記事項へ記載してください。

【特記事項における頻度の表記について】

頻度を表記するにあたって、「たまにむせると本人より聴取したため 見守り等 を選択。」といったように、「たまに」や「よく」といった表現は、人によって捉え方が異なり頻度を判断しにくいため、使用を避けるようお願いいたします。

～良い例～

- ◎1週間のうち2回くらいはむせると本人より聴取。頻度から判断し、「1.できる」を選択。
- ◎家族が日中不在のため見守りは行われていないが、飲み込みが悪く毎回むせると本人より聴取。「2.見守り等」を選択。

【介護認定の状況】（R4.9.5時点）

7月申請 451件のうち審査会の予定が決まっていない数 10件

8月申請 407件のうち審査会の予定が決まっていない数 217件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係 （内線 394・395）

認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄



★★「4-5 同じ話をする」「5-1 薬の内服」について★★

eラーニング全国テストより

【問題】4-5 同じ話をする について、（ ）に当てはまる言葉を選んでください。
基本調査の選択肢の選択では、単に同じ話をするのではなく、（ ）かどうかで選択する。

- ① 場面や目的から見て不適当な行動がある
- ② 介護の手間が発生している
- ③ 周囲が迷惑している

【解説】基本調査は、「しつこく同じ話をする」行動の頻度を評価します。もともと、性格や生活習慣から、単に同じ話をするものではありません。

対象者への対応や介護の手間については、特記事項に頻度とともに記載し、介護認定審査会の二次判定の判断を仰ぐことが重要です。

回答：①

【問題】5-1 薬の内服がない（処方されていない）場合について、正しいものはどれですか。（ただし、不適切な状況にはないものとします。）

- ① 薬剤が処方された場合を想定して、本人の能力で選択する。
- ② 薬剤が処方された場合を想定して、適切な介助の方法を選択する。
- ③ 介助が発生しないので、「介助されていない」を選択する。

【解説】薬の内服がない（処方されていない）場合は、薬剤が処方された場合を想定し、適切な介助の方法を選択した上で、そのように判断できる具体的な事実を特記事項に記載します。

回答：②

【介護認定の状況】（R4.10.17時点）

8月申請 403件のうち審査会の予定が決まっていない数 3件

9月申請 397件のうち審査会の予定が決まっていない数 79件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係（内線 394・395）

認定調査 “ワンポイント・アドバイス”

（回覧）調査員の皆さんで共有しましょう！

確認印欄

★★実際の介助の方法が不適切な場合★★

2-2 移動・2-5 排尿に関して

2-2 移動 について

【特記事項の記入例】

転倒はあるが、独居であり1人で歩行し移動できているため「介助されていない」を選択。
→ この場合、「転倒」の頻度は・・・？

転倒が数か月に1～2回の場合と、週に1～2回の場合では、状況が変わってきます。転倒について必ず頻度を確認し、独居のため介助者はいないが、転倒の頻度が多い場合は不適切な状態と判断し、対象者の状況に応じて「見守り」や「一部介助」を選択してください。

【より適切な特記事項の記入例】

独居であり1人で家具を伝って歩行し移動されているが、週に1回はつまずき転倒していると聞き取ったため、本来であれば、すぐそばで手を出せるよう見守りが必要と判断し「見守り」を選択する。

2-5 排尿について

【特記事項の記入例】

トイレで全て自分で出来ていると本人より聴取したため「介助されていない」を選択するが、調査時は尿臭が強かった。日頃も同様とケアマネより聴取。

自身で排泄の一連の行為ができていても、十分に拭けていない、失禁があり下着が汚れたままになっている等、不適切な状態であることが考えられます。

【より適切な特記事項の記入例】

トイレで全て自分で出来ていると本人より聴取したが、調査時は尿臭が強く、日頃も同様とケアマネより聴取したことから、十分な拭き上げの確認や下着の汚れの確認が必要と判断し「見守り」を選択する。

◎上記のように、なぜ不適切と判断したか、その理由を明記していただくとともに、適切な介助方法を選択してください。

【介護認定の状況】（R4.11.4時点）

9月申請	401件のうち審査会の予定が決まっていない数	10件
10月申請	414件のうち審査会の予定が決まっていない数	194件

桐生市役所 健康長寿課 介護審査係（内線 394・395）